

令和 8 年 8 月 3 日

質 問 回 答 書
(令和 8 年度鹿島川気球体験イベント等運営業務委託)

千葉市都市局都市政策課
連絡先 TEL 043-245-5299
FAX 043-245-5559
メールアドレス seisaku.UR@city.chiba.lg.jp

No.	文書名	頁数	見出し番号	項目名	質問事項	回答
1	開催場所の調整	1	第4条（6）	開催場所	開催場所の調整にあたり、希望開催場所を決めた後、調整に入る前に土地所有者の情報は市側から提供可能か、法務局などに自分たちで登記簿確認するのか。	市でなければ確認できない場合を除き、登記簿により受注者に確認いただきます。
2	開催場所の範囲	1	第4条（6）	開催場所	地域資源のイベント業務においては鹿島川流域という事で【流域】がどこまでを指すのか。流域外イベントとして挙げている若葉区民祭りの実施場所は東京情報大学という事で非常に鹿島川から近いが、流域内は具体的に川からどこまでの距離感を示しているのか。具体的な線引きや数字があればご教示ください。 また屋内・屋外の指定がないので、実施場所は提案者の方向性に委ねられているという認	流域内についての具体的な範囲は定めておりません。流域内でのイベント実施が必要になる場合は、原則として、イベント開催場所から鹿島川を感じることができる近隣にて履行をいただきます。なお、イベントの性質等により差があるものと理解しております。 また、屋内・屋外については提案者の方向性に委ねます。

					識で良いか。	
3	開催場所の確保	1	第4条（6）	開催場所	イベントの開催場所確保にあたり、開催場所や駐車予定地（必要であれば）などの土地所有者に対して借地料等を払っても良いのか。	法律等で借地料を支払うことが禁止されていない場合で、かつ委託契約金額の範囲内であれば、可能です。
4	制作物数量	3	第4条（2）	マップやブックの製作	継続して使用されるマップの納品形態。データ納品、または出力物での納品を想定。出力の場合での部数はどのくらいか。	納品形態はデータ（仕様書第5条1（1）参照）と印刷物（仕様書第4条2（2）ウ参照）の両方です。ただし、印刷物はイベント当日までに参加者が使用できる状態で納品してください。